火災にご注意ください！

最近、市内で建物火災が続出しています。これからの季節は、空気が乾燥するうえにストーブやたき火など、火を扱う機会も増えてきます。火の取り扱いには十分注意しましょう！

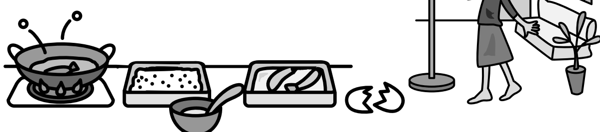
また、11月９日㈮から15日㈭は「全国秋の火災予防運動」期間です。

『火は見てる あなたが離れる その時を』

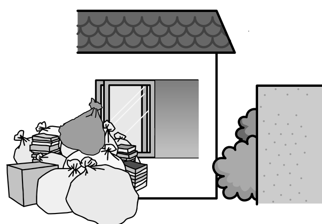
を統一標語に、一人ひとりが注意して火災のない明るいまちをつりくましょう！

■火災防止10のポイント

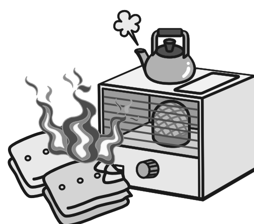
①寝たばこ・たばこの投げ捨ては厳禁！
②天ぷらを揚げるときは その場を離れない！



③風の強いときに、たき火をしない！
④家のまわりに 燃えやすいものを 置かない！



⑤マッチやライターで子どもを遊ばせない！
⑥風呂の空だきをしない！
⑦ストーブに 燃えやすいものを 近づけない！



⑧寝る前に必ず火元を確認する！
⑨お年寄りの部屋は１階に！
⑩消火の備えを万全に！



■警報器で早期発見、命を守ろう！

◎住宅用火災警報器等の設置が義務づけられています

住宅火災での逃げ遅れによる死者数が急増しているため、平成17年に消防法および橋本市火災予防条例が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられました。

この法律により、新築住宅では平成18年より警報器の設置が義務づけられ、既存住宅は５年間の猶予期間後の平成23年５月31日までに警報器を設置しなければなりません。

◎寝室・階段などへ正しく設置しましょう

住宅用火災警報器は「就寝に使用する部屋（寝室）」と「就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場（階段）」の天井または壁面に設置します。

また、取付位置などの詳細は警報器の取扱説明書をご覧ください。

◎悪質な訪問販売にご注意ください！

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として不適正な価格による販売を行う業者にご注意ください。

また、警報器は国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の検定に合格した「ＮＳマーク」のついている製品をおすすめします。



■もし火災になったら

① 早く知らせる！

- 「火事だ！」と大声を出し、隣近所に助けを求める。
- 小さな火事でも119番に通報する。

→119番に通報するときは、次のことを正確に伝える

まず、火災であることを伝える！

❶ 場所（住所）はどこか？
❷ 火災現場付近で目標になるものは？
❸ 何が燃えているのか？（住宅か？○○○か？）
❹ 逃げ遅れの人がいるか？ ケガ人は？

②早く消火する！

- 出火から３分以内が消火できる限度。
- 水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火をたたいたり、毛布で火を覆うなど、手近のものを活用する。

③早く逃げる！

- 天井に火が燃え移ったら、いさぎよく避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて、空気を絶つ。

■問い合わせ

橋本市消防本部☎33−0119
伊都消防組合消防本部☎22−0119